会計年度任用職員募集要項

|  |  |
| --- | --- |
| 任用根拠 | 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の２第1項） |
| 任用期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |
| 職　　種 | スクール・サポート・スタッフ |
| 採用予定人数 | １名 |
| 従事すべき業務の内容 | 勤務校において、教材作成の補助、各種調査やアンケート等の集計、ホームページの更新等、教員の事務業務を補助する。 |
| 応募資格 | 次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないもの。  ・勤務可能な地域に居住していること。  ・心身が健康であること。  ・学校教育に理解と熱意があること。  ・職業に従事している場合にあっては、スクール・サポート・スタッフの業務に支障がないこと。 |
| 勤務日及び勤務時間 | １日当たり４時間、１週当たり４日間、年間52週とする。なお、勤務時間の割振りは、相談の上、校長が決定する。 |
| 休　　暇 | 愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第１条第１項に規定する県の休日 |
| 報 酬 等 | ・報　　酬：職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）別表第１行政職給料表１級１号給から同表１級９号給までの各号給の額に基づき、１年目は、月額60,626円とする。  ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。  ・期末手当：任期が６月以上かつ定められた１週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6月期・12月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3月未満の場合、30/100とする。 |
| 退職に関する事項 | ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。  ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。  ・スクール・サポート・スタッフとしてふさわしくない行為があったとき。 |
| 退職手当 | 退職手当の支給はありません。 |
| 服　　務 | 任期中、以下の義務を負います。  ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）  ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）  ・秘密を守る義務（同法第34条）  ・職務に専念する義務（同法第35条）  ・政治的行為の制限（同法第36条）  ・争議行為等の禁止（同法第37条） |
| その他 | ・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年年法律第50号）の規定により補償する。 |

〇　応募手続

持参又は郵送による応募

　応募書類を送付いたしますので、下記へご連絡ください。

　愛媛県立松山商業高等学校事務室　電話　089-941-3751